

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社日神グループホールディングス	コード	8881
提出日	2026/6/19	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	阿部泰彦	社外取締役	○														○		有
2	小島徹也	社外監査役	○														○		有
3	吉野裕介	社外監査役	○														○		有
4	大畑敦子	社外監査役	○														○		有
5	齊藤広子	社外取締役	○														○		有
6	伊藤和子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	阿部泰彦氏は、弁護士としての高度な専門的知見を活かし、2021年6月の就任以降、社外取締役として当社の経営に対する助言および監督機能の強化に貢献してまいりました。 また、指名報酬委員会の委員長として、役員の指名・報酬に関する重要事項について、客観性および透明性を確保した議論を主導しております。 引き続き、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に資することを期待しております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
2	該当なし	小島徹也氏は公認会計士であり、会計の見地及び幅広い見識から、監査役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
3	該当なし	吉野裕介氏は税理士であり、税務及び会計に関する幅広い見識から、監査役としての役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
4	該当なし	大畑敦子氏は弁護士であり、その専門的な知識と経験から、法令順守、コーポレートガバナンスの観点で当社経営および取締役の職務執行に対し様々な指導を頂けることが期待しております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
5	該当なし	齊藤広子氏はこれまでの在任期間を通じて、住宅、不動産の専門家としての専門的知見を活かし、当社経営の重要事項の決定に対する助言・監督を適切に行ってまいりました。 当社の事業内容及び経営課題に対する理解も一層深化しており、引き続き取締役会の実効性向上及び企業価値の向上に貢献していただけるものと期待しております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
6	該当なし	伊藤和子氏は衆議院法制局で長年にわたり議員立法に携わった経験を有しております。 法令の趣旨や制度設計を踏まえた的確な助言により、当社のコンプライアンス体制及び取締役会の監督機能の強化に寄与していただけるものと考えております。また、行政、立法双方に精通した中立的かつ独立した視点を有しており、社外取締役に求められる監督機能・助言機能を十分に果たしていただけるものと期待しております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。